

研究ノート

近世期における開畑の性格

— 岡藩末期御物成帳の分析数値を中心にして —

後藤重巳

目次

- 一 問題の所在
- 二 藩経済及び一般情勢
- 三 御物成帳の形式
- 四 開田・開畑積比について
- 五 開畑の問題点

一 問題の所在

日本農業史における、畑作と水田作の始原的先後關係については、兩者相当の理由づけを持ち、決定的結論を見ていないが、歴史時代に入っては、少くとも水田の存在が中心となり、畑は従属的存在視されて来た。

中世初期の『大田文』、『因田帳』の類には、田積を主体とした耕地を記載し、畑は少くとも、記載形式の上からは、脇役を演じていた。

しかし、水田の米穀一色耕営に対して、畑地では、各種の作物が栽培され、これら耕作物の耕営技術面や、商品的性格、更には、農民の自給用米穀外の耕作物生産活動面から見る時、畑の存在は、水田耕営以上の多様性を持ち、まことに興味深いものがある。

多くの中世期譲状の中で、「田畑山野等」の表現が見られる如く、勿論、畑は田と対比して重要な存在に位置し続けて来たことは否定できない。

特に近世期の税制が、米穀に統一され、水田耕営に集中され始めると、畑の耕営形態にも、変質を来たすのは当然である。

近世期の新田畑の開發が、一方では意欲的に推奨され乍ら、片や、強い規制を伴っていたことは、この新田畑の開發が、必ずしも単純に、加積増石的現象をもたらすものではないことの認識に立脚していることは疑いない。「今の勢を見るに、新開田地は、利有に似て利にあらず」とする識者の喝破は、裏を返せば領主の利にならぬ新田畑開發の成行を物語っている。

この小稿では、十九世紀中葉の「開畑」の、「開田」に対する異状な迄の數値を中心にして、若干の問題点を指適しようとするものである。

二 藩經濟及び一般情勢

九州のほぼ中央部に位置し、北は九重山南麓、西は阿蘇外輪山東斜面、南は祖母山北麓一帯から集水して、別府湾に流入する大野川の上・中流域を一円に藩域とした岡藩は、豊後国内屈指の大藩であった。

しかし犬野川諸本・支流の狭少な沖積水田地帯を除けば、その余は、台地性の畑耕作地帯であり、当藩經濟の特殊性を生み出してもいた。

「文政五年二月の認めを、天保十五年八月借用、これを写す」と言う日付を持つ『検見之事』の奥書部分には全体、当御領内ハ、山国故、寒暖不常ニシテ、秋ニ至リ霜傷等之災難多く、これによって田畑秋毛上検見願勝手次第なり、

との表現を見るように、当藩の經濟面における問題点を浮き彫りにしている。

岡藩の經濟事情を物語る史料は、藩主中川氏関係の各種文書史料を始め、各地の旧庄屋に伝えられる記録類等が現存する。^④

時間的都合で、これら全ての史料を全覽する機会のないままに、これら史料の中の『御物成帳』を主軸に、以下天保期と弘化期の当藩における開田、開畑の様子と問題点を、俯瞰的に眺めてみたい。

先記『検見之事』奥書き部分には、続けて

宝暦の初頃、暫検見願停止ニ相成候共、以下難渋致スニ付、同曆中頃より又又検見始、明和安永之頃ニ至ニテ、拾二八九ハ検見願之村へ成、上へモ莫太の御損毛ニ成、下方モ隙暮諸費多ク有之ニ付、久貞様御代、井上主水左衛門様御奉行職之節、安永七戌年御掟書ヲ以テ諸事御改法仰出サレ……下略一
と見え、藩主久貞の時代は、藩経済の危機に直面していた時代であった。

藩主第十代中川久貞は、享保九（一七二四）年に出生、寛保三（一七四三）年、二十才で家督を相続、寛政二（一七九〇）年、六十七才で死去、その間四十八年間藩政を執った。^⑥

彼の生存した時代は、十八世紀のほぼ全期に亘る訳だが、この期は、享保の改革、明和・天明の変災期を含み近世封建制が、大きく変質をとげつつある時代であった。

彼が家督を嗣いだ寛保三年の翌延享元（一七四四）年は、一世紀前の寛永二十（一六四三）年に発せられた、いわゆる「田畑永代売買禁止令」にともなう違反罰則規定が、若干軽減された年であった。

久貞の生涯、特に、彼の政権を担当した当期を通じた期間は、この急激な社会変動期に相当しており、先に引用した史料の内容は、当藩の困窮状態と、その立直し対策の実情を如実に物語っている。

時代は若干下って文政七年甲申六月十四日

勝手取締の儀は、毎度申渡油断の筋は無之事ながら、連年の追繰にて近年に至り出入一向に不向合、年々過分の及不足夥敷借財増取繕難出来殊ニ去年の儀も過分の損毛旁弥差支強く相成候に、兎角臨時の物入有之候約の廉目顯水程の儀無之苦敷事に候。当家の儀は並かたよりは一体收納高宜敷方に有之儀に付いつとなく暮方も不相応手広に相成年々の入箇相増他向よりは余程手厚の様にも相唱候故、弥外見宜敷様専心掛け、右の

次第に成行候事にも可有之哉先に借財向の儀は、指置一ケ年の所にて余程の不足に相成候由然る処に、公務且非常の物入臨時に差発候儀は必定の儀……^⑦

と言ふ藩経済の実情が演説され、困窮の度合は深化している。

ここで眺めようとする『御物成帳』は、この『検見之事』とはほぼ同体裁を持ち、組によつては一・二年の時代差(書写浄書の)はあるけれども、弘化三(一八四四)年から、同四年の間に浄書されたものらしく、有氏組以下十組の明細を記す一冊の筆頭に、「朽網郷困窮に付、天保十亥年ヨリ三ケ年間免下ケ亦寅年より卯年迄同断、都合五ケ年也」と見え、この写本の史料内容の該当時代は、天保十三年以前にさかのぼり得るものでなく、弘化四年を下るものではないらしい。

また例え、各冊又は村により、物成の明細が一・二年のずれをもつとしても、ここで本意とする問題には、さして差し支えないものと考えている。

さて、天保十三年九月、幕府は天領に対して、

百姓の儀は、廉服を着し、髪も蒿を以てつかね候事、古来の風儀に候所、近年奢りに長じ、身分不相応の品着用いたし、髪元結いを用い候のみならず、流行の風俗を学び、其外雨具も簀笠のみを用い候事に候處、當時傘雨合羽を用い、其の余の儀万端是に準じ、無益に費多く、先祖より持来り候田畑も人に渡し候儀、歎ケ敷事に候。一体百姓にて余業の酒食商い等いたし候類、又は湯屋髪結等これあり候儀、畢竟近年の儀ニテ、若者共自然よからぬ道に携り、柔弱かつ放埒の基に付間、いよいよ古代の風儀忘却致さず、物ごとに質素にいたし、農業相励候儀肝要に候。^⑧

と言う触書を発している。

この天保十三年は、あたかも天保改革の最中であり、為政者の目に余るこの農山村風紀の変ぼうぶりには、狼ばい的に慨歎し、風紀びん乱と乱費的風紀を収取すべき姿勢として発せられた触であった。

勿論、この法令の対象とされた地域は、幕府直轄地たる天領であり、辺地山中の農村部のすみずみまで、一樣にこうした状態であったと考えることは早計であろうけれども、様々の地方法令を見る時、基本的には、全国普遍的に、この世情に至っていたものと考えてよからう。

天保改革における主要政策は、風俗矯正、質素儉約、低物価対策、旗本救済策、人口政策などであり、万端に及ぶ政策を上げ得るけれども、その基本的方針は、「享保、寛政の御政事向に相復す」ことであった。

こうした諸策は、儉約令で代表される如く極めて消極的財政策でしかなく、重患症状の幕藩財政を長期的に建て直すことは容易ではなかった。

ために、更に積極的には、幕藩こぞって殖産興業政策にも尽力した。特に各藩においては、特産品を藩営のもとに、専売流通させて、貨幣収入の増加を企てた。

一方、他には更に抜本的方策として農村部における米穀生産量の増大策、貢租量の増徴策を上げ得る。

中でも、粗放的な農業に基く米穀生産量の量的限界性から、耕地の拡大策が考えられ、結果として、新田、新畑開発の盛行策が見られる。

この場合、新田開発が、水利や、その工事上から諸種の制限を受け易い事業であるに対して、新畑の開発は、この点、比較的容易であったらう。

以下は、この点に焦点をおいて、岡藩における、当藩の新開畑地の特性を概観したいと思うのである。

三 御物成帳の形式

以下、分折の対象とする『御物成帳』六冊に収載される組数は、計五十一組のみであり、当期当藩の総組数は、直入、大野、大分郡等合せて、六十九組であるので、都合十八組分が欠脱することになる。

欠脱組名は、植木・三宅・阿蘇野・湯原・長野・佛原・菅田・藤北・田代・土師・田中・酒井寺・直北・市万田・板井迫・阿志野・梨原・今市の以上である。

右十八組欠脱の理由は明らかではないが、「四ヶ組合定」^⑩によると、酒井寺・直北・市万田・板井迫・土師・菅田・藤北・田中などの組合せ規定が見えるので、恐らくは本来、何分冊かにこの十八組分を収載していたものが、後に散逸したものであろう。

以下、ここで使用する、後藤氏史料中の『御物成帳』六冊の記載方式について、先づ概示しよう。

(1) 大野郡 片ヶ瀬組

六六 中 片ヶ瀬村

六町式反疋畝廿式歩

田 六拾六石六斗式升四合

四拾壹町九反七畝廿壹歩

畑 式百四拾壹石四斗式升八夕

壱町六反九步

屋 拾石六斗三升貳合四夕

三口高合 三百拾八石六斗七升七合貳夕

貳口米 貳百拾六石六斗貳升七合

米 九拾貳石六斗三升七合

内夏 三拾壱石壱斗

大 百七拾三石六斗

代米 百貳拾四石分

開田 五畝拾步

米 壱斗七合

開畑 拾五町壱反廿九步

大 九石六斗六合

四口米大合 貳百七拾五石四斗壱升

内

米 九拾九石七斗九升五合

同 三拾貳石九斗四升九合

大 百八石七斗三升三合

同 六拾三石九斗三升三合

以上の書式で、各村の田、畑、屋敷反別、石高を明示し、ついで総石高と物成、口米高を記し、更に新開田、新開畑の面積、石高を示し、四口米として、新開田畑租を加え、最後に貢米大豆の明細を、それぞれ、現品額、銀納額に分けて明記する。

こうして何村かの村明細を村毎に列記したあと、組の総計として、草高以下、貢租高等の明細を記載する。村ごとの記載様式とはほぼ同様であるが、以下その書式を例示する。

(2)

片ヶ瀬組

艸高千七拾七石壹斗七升六合四夕

内

高拾七石七斗三升三合三夕 杜領并御普請方土取場
大庄屋拝領地

残高千五拾九石四斗四升三合壹夕 所々荒引

反別 三拾三町七畝拾六歩

田高三百貳拾八石貳斗五升三合

同 九拾五町八反壹畝拾三歩

畑高五百五拾六石壹斗壹升四合貳夕

同 三町三反壹畝廿三步

屋敷高三拾三石壹斗七升四合六夕

反別 百三拾六町貳反拾七步

三口高合九百拾七石五斗四升壹合八夕

物成米 六百六拾八石四斗五合

口米 貳拾五石五升三合

貳口米 六百八拾八石四斗九升八合

内

米 三百九拾三石四斗九升八合

内 夏延米 七拾五石三斗

大豆四百拾三石

代米貳百九拾五石分

開田高三石六斗八升四合

反別五反五畝五步

米壹石壹斗三合

開畑高百三拾八石貳斗壹升七合三夕

反別三拾六町九反七畝拾貳步

近世期における開畑の性格

六二

大豆貳拾貳石壹斗八升五合

四口米大合八百貳拾九石七斗四升六合

内

米三百九拾四石五斗六升壹合内

米三百五石八斗三合

同八拾八石七斗五升八合

大豆四百三拾五石壹斗壹升五合内

大豆貳百八拾貳石八斗七升壹合

同 百五拾貳石五斗壹升四合

史料(1)(2)中に見える「三口高」は、田、畑、屋敷高の合計である。

(1)史料中の「貳口米」は、(2)史料で明らかになどとく、総石高に対する「物成」額に、附加税としての「口米」を合算したものである。

米に対しては、「夏延米」があり、大豆の生産、貢租に際しては、これを米に換算した場合の米額を明記している。

開田、開畑分については、史料に明記されるように、田畑積と 米大豆の額を明記する。

(2)史料中の「三口米」は、その額は、夏延米を含む米高に、大豆を米に換算した場合の数量を加算したものであり、この数字は、附加税を加えた物成米と同体である。

(2) 史料中の「四口米大合」は、式口米に、その内訳中の米の石高及び、大豆の石高を加え、更に、開田米高及び、開畑大豆高を加算したものである。

「四口米大合」の後に続く数字の内訳は、米、同、大、同と見えるが、それぞれ、米大豆の貢納に際して、現品納及び、銀納額の区別である。

四 開田、開畑積比について

若干煩わしいが、以下、開田、開畑に関する御物成帳の数値を表化し、各比を算出する。

― 第一表 ―

組名	本 田 積	開 田 積	比	本 畑 積	開 畑 積	比	備 考
片ヶ瀬	三三三町反畝一步 三三三〇七七一	五・七・〇・五	0.015	九九・八・一・一三	三三三・九・七・一二	0.34	
小 宛	五一・六・五・一九	三・三・二・七	0.005	八〇・四・一・〇九	二三・九・六・一四	0.29	
冬 原	六七・八・七・〇一	五・三・二・七	0.005	一四四・四・一・〇五	六八・四・〇・一六	0.47	
今 山	五八・六・六・二三	二・二・一・〇二	0.007	五八・五・三・〇一	三八・八・五・一六	0.66	
馬背戸	八七・五・八・一七	一・〇・五・一七	0.037	五八・一・一・二九	三一・八・八・〇七	0.55	
日小田	四二・八・一・〇七	三・四・二三	0.079	八四・一・四・一一	三九・八・九・〇〇	0.47	
字田枝	四八・九・六・〇一	八・二・二三	0.016	一一五・六・九・二八	四三・六・五・二九	0.37	

組名	本 畑 積	開 畑 積	比	本 畑 積	開 畑 積	比	備考
中津留	三三・〇・七・一七	一・二・五・一八	0.037	五四・八・一・二八	二三・五・四・〇五	0.42	
重 岡	一六八・三・六・〇〇	七・二・一・〇五	0.042	五五・一・三・〇二	五〇・二・九・二三	0.912	
小野市	一六六・五・二・〇二	五・九・五・〇一	0.035	八〇・三・二・二三	六六・四・六・二四	0.82	
伏 野	一二・五・三・〇五	一・一・〇・〇八	0.007	九九・八・一・〇一	二六・〇・九・二三	0.26	
河宇田	一〇六・三・四・一七	七・一・一・二三	0.006	七一・二・四・〇九	三九・四・六・二三	0.55	
牧	七七・六・四・二〇	一五・六・一・六	0.02	一一五・五・八・一七	七八・四・二・一五	0.68	
井 上	九五・六・三・二八	一・九・一・〇	0.0002	二六・六・四・一六	一四・〇・五・一〇	0.52	
軸 丸	一一二・二・〇・二三	四・二・一・四	0.003	六九・八・三・一八	二九・二・八・二八	0.41	
上自在	七一・一・一・二二	一・八・一・一	0.003	四一・七・六・二八	一一・五・七・〇四	0.3	
恵良原	五四・三・四・〇八	七・二・〇・八		一七八・二・〇・二二	四四・〇・二・〇七	0.24	
柏 原	二七・七・二・〇六	八・七・一・六	0.013	三九六・九・五・〇一	一三・五・六・〇九	0.3	
九重野	四一・一・六・一四	八・〇・一・六	0.019	一四六・六・一・二二	三七・二・二・〇〇	0.25	
次 倉	五〇・七・五・一一	一・二・〇・二三	0.023	二三六・六・一・一九	三七・六・一・一九	0.27	
神 原	二二・三・九・一四	一・二・五・二七	0.053	一一一・七・五・〇六	八七・五・〇・二七	0.78	

組名	本田積	開田積	比	本畑積	開畑積	比	備考
倉木	五四・七・五・二二	六・六・三・三	0.012	二七・四・四・〇七	五八・九・六・〇四	0.45	
奥岳	二〇・六・二・一九	一・七・九・三・三	0.086	一〇五・〇・〇・一八	三四・九・七・一四	0.33	
太田	四一・〇・〇・二三	六・三・一・三	0.015	一六五・〇・三・〇一	九九・一・一・二九	0.58	
牛ヶ迫							
門田	八八・四・五・〇六	二・一・二・二・四	0.023	八一・八・三・二四	五〇・四・一・〇二	0.61	
狭田	六三・九・七・二二	三・一・二・四	0.005	九一・一・二・二八	二八・〇・三・二八	0.3	
大形	一二三・四・二・〇〇	八・四・二・〇	0.007	九三・〇・九・一九	五六・八・五・二〇	0.61	
矢田	五六・一・四・二二	二・八・二・二・二	0.05	一二三・六・四・二七	七〇・八・九・一二	0.57	
片島	六二・五・七・二四	一・八・一・九	0.003	二三七・一・八・二七	六〇・三・四・二五	0.43	
原田	九二・八・四・〇四	七・〇・〇・二	0.008	一〇三・〇・一・二二	三四・二・〇・〇七	0.33	
柴山	七六・八・〇・〇〇	八・二・〇・二	0.01	八〇・七・三・一六	六〇・四・六・一〇	0.74	
田原	七七・〇・〇・二二	一・七・〇・〇・〇	0.02	一六〇・四・二・二一	九〇・九・六・二一	0.56	
柴北	九二・六・一・〇二	一・一・一・一・四	0.01	八二・九・八・二三	二八・一・六・二七	0.33	
栗ヶ畑	七〇・五・九・二二	二・九・〇・六	0.004	八六・六・二・二〇	二二・三・三・三二	0.25	

近世期における開畑の性格

組名	本 田 積	開 田 積	比	本 畑 積	開 畑 積	比
竹田村	三・〇〇・一七	〇・二・〇七	0.007	一五・五・五・一七	六・七・一・二五	0.43
玉来	一〇一・六・〇・二六	一・九・九・九・二六	0.02	六五・五・二・〇二	四〇・〇・九・二二	0.60
君ヶ園	一〇七・三・一・二五	六・〇・二一	0.006	五九・八・二・〇六	一七・〇・七・二四	0.28
余戸地上						
穴井迫	八〇・八・二・二三	一・一・一・一・二三	0.013	九五・〇・九・二一	一四・二・七・〇九	0.25
中角	一三三・一・〇・二六	四・六・六・二二	0.035	一三九・九・二・二九	七七・六・八・一七	0.55
菅生	二三・三・九・〇七	一・一・二・一七	0.047	三四・五・三・〇三	一五・〇・八・七・二三	0.46
葎原	一四・八・四・〇二	〇・一・二・八	0.006	五九・五・五・〇九	二四・三・七・三・一八	0.46
有氏	九七・八・〇・〇一	七・八・二・二〇	0.08	七九・六・七・〇〇	七五・五・五・〇〇	0.94
柏木	八二・三・五・二二	三・一・二・〇〇	0.037	一一六・七・八・二三	一三四・九・五・〇五	1.15
北尾鶴	九五・一・三・二九	四・六・六・〇四	0.048	八四・二・九・二七	四六・四・八・〇七	0.55
阿鹿野	一〇三・四・一・〇三	三・三・五・〇〇	0.032	一〇五・〇・二・二三	五一・〇・九・〇五	0.48
木原	一〇七・二・九・一八	二・七・三・〇八	0.025	一〇〇・六・四・一四	三三・八・二・一四	0.33
平田	一一四・七・一・〇七	一・四・〇・〇・二	0.012	七三・九・六・〇〇	二二・七・八・二〇	0.29

組名	本田積	開田積	比	本田積	開田積	比	備考
飛田	七六・二・一・〇一	九・六・〇・八	0.012	一九・三・四・〇九	一九・三・四・〇九		
碧雲寺	四・六・一・〇七						
三佐		五・五・三・二二			一三・七・三・一〇		
海原	五・五・五・〇一	八・五・〇・一	0.015	二九・九・五・二九	三・九・五・二九	0.13	
仲村	五・一・二・四	一・九・一・七	0.37	六・六・七・〇六	三・七・八・二七	0.56	
計	三二八・三・〇・一五	八二・五・九・一三	0.039	五二五・一・四・七・〇七	二二四・八・四・九・二六	0.467	

以上第一表を一覧する時、まず次の点に注目される。

すなわち、

一、本田積と本畑積との差格が、極めて大きいこと。

二、本田積に対する開田積の比が、極めて小さいこと。

三、本畑積に対して、開田積の比が、異状に高いこと。

の三点である。

当藩六十九組中、当史料に記載される五十組の本田・本畑積の概算的集計総積は、表末に明記するごとく、水田三・一八〇町余に対して、本畑積は、五・三五〇町余となり、畑積は田積に対して、一・七倍である。

「月日」
 欠・太閤より三木城は召上られ、御領地替へ仰付らるべき内命あり。淡路の須本、伊予の宇和島・豊後の

岡三ヶ所の内、御望みに任せらるべき旨……」

によって、境地の善悪を検討したところ、

「伊予ならば十万石、豊後ならば七万石と言ふ。山口玄蕃の言に、伊予の十万石はそれだけの価、豊後の七万石は、十万石の価ありと答ふ。これに決定」^⑪

したと言う説は、いくぶん伝説的であるけれども、先記の

「全体、御領内ハ山国故、寒暖不常ニシテ秋ニ至リ霜傷等の災難多、これによって田畑秋毛上検見願勝手次第なり……」

の表現に見られるように、当藩は、山地性の藩域であり、畑耕地の優位、及び畑的開発可耕地の面積的無限性と言う条件はそなえていたものと考えてよからう。

さて、表示したように、五十組中、本田積が、九〇町一〇〇町以上に及ぶ組は、重岡組の一六八町三反を最高に、小野市（一六六）、中角（一三二）、軸丸（一二二）、平田（一一四）、大形（一一三）、木原（一〇七）君ヶ園（一〇七）、河宇田（一〇六）、阿鹿野（一〇三）、玉来（一〇一）、北尾鶴・井上（九五）の十三組にすぎない。

これらの地域のうち、重岡、北尾鶴、小野市以外は、緒方川の上流域に展開する比較的肥沃な沖積部であり、中でも、特に大形、井上、軸丸、河宇田地区は、大野川の本流に沿った地域であり、当藩内でも主要な穀倉地帯である。

これら水田地帯に対して、本畑積が、九〇町一〇〇町歩以上に及ぶ組は、直入郡律原組の五一九町五反を筆

頭に、柏原(三九六)、菅生(三二四)、惠良原(一七八)、田原(一六〇)、太田(一五六)、九重野(一四六)、冬原(一四四)、片島・中角(一三七)、次倉(一三六)、倉木(一二七)、矢田(一二二)、栢木(一六)、牧・宇田枝(一一五)、神原(一一一)、阿鹿野(一〇五)、木原(一〇〇)、伏野・片島(九九)、馬背戸(九八)、穴井迫(九五)、大形(九三)、挾田(九二)の二十七組に及び、その大半を占める。こうした数値は、当藩の山地性をよく物語っている。

本田に対する開田積の比は、各組とも極めて小さく、一〇%に達するもの皆無であり、水田積二〇余町に対して、一町余の開田、その比八%の奥岳組を最高とするにすぎない。

この五十組の平均開田比率は、三・九%と計算され、水田の開発(開田)の消極性を物語っている。勿論、この低比率をもって即ち、開田活動が総じて積極的でなかったとのみ解する訳ではない。

すなわちむしろこの低比率は、水田開発がすでにある程度の限界に達していた結果から生じた数値ではないかと考えられるのである。

このことは、当藩内において、比較的肥沃な水田地帯と目される緒方平野に属する井上、上自在、直入郡の門田、玉来、君ヶ園などが、開田比率一%以下であることによっても、暗示されるであろう。

玉来、君ヶ園、門田、軸丸などは、ともに一〇〇町歩を越す田積を持ちながら、開田積は異状に小さい。

その比率が、比較的高い数値を示す地域は、九重野一・九%、柏原(一・三%)、神原(五・三%)、菅生(四・七%)、栢木(三・七%)、北尾鶴(四%)などであるが、これらの地域は、台地性の畑作地帯であり、水利やその他の条件の中で、開田には更に限界があったものと考えられ、更には、この高率を示す地域の開田積は、

一ヶ台にすぎず、本田積の狭少性に起因して、この高率を示すものとも考えられ、決して開田の積極性を物語るものばかりではない。

次に本畑積と開畑積との関係を見よう。

五十組の総本畑積は、先記の如く、概算額で五・三五〇町余となり、これに対して、開畑積は、二・一四〇町余で、その比率は、四六％である。

本田・開田の比平均値が三・九％であることに對して、異状に高い。

重岡組は、本畑積五五町に對して開畑積五〇町歩余で、その比九一％をはじめ、有氏の九四％、柴北の七四％、神原の七八％が目立ち、五〇％以上の組は十九組を数える。

中でも、恵良原組は、その比率二四％にすぎないけれども、一七八町余の本畑積に對して、四十四町余の開畑積を持ち、水田の五四町に對する開田積七段に比べて、異状な数値である。

特に、柏木組のごとくは、一一六町七反余の本畑積に對し、開畑積一三四町九段余に及び一・一五倍となり、開畑積が本畑積を上廻る例さえ見られる。

本畑積・開畑積比が平均四六％に達し、開畑活動の積極性を如実に示しているこの「開畑」とは、一体如何なる性質を有する耕地であろうか。

研究や史料によると江戸期を通じて、山間部で一般的に盛行した畑耕作として、「焼畑」、「山畑」、「苜畑」などがある。

この焼畑は、林地・灌木地・草地を焼き払い、この灰をならず程度で、地面に農作物を植付するもので、極め

て短期間に放置され、地力の回復を待って、再び畑地化する方法である。

勿論この畑は高入地であるが極めて低租率である。こうした地域は、鹿や猪など獣害もひどく、草高からの引高明細に、「猪鹿荒引」の例などの見える土地でもある。

「——開畑壹ヶ年又は二三年作り候而、跡ヲ野荒ニいたし候儀免許なり……」¹³⁾

と言う事實は、奥岳組以外にも、かなり普遍的に認めても良いものと考えられ、こうした短期耕営の畑地が、比較的大きい比重を占めていたものと考えられる。

岡藩における、いわゆる開畑の総括的実態を知り得る史料は、残念ながら、管見の限りでは見当たらない。

そこで、部分的ながらこの点について以下若干考えて見よう。

『御覽帳細注』(壹)に引用する「寛文九年之帳」の記事に、大野郡片ヶ瀬組片ヶ瀬村の高明細を載せている。この数値を、弘化期の当村関係史料とで、比較すると第二表の如くである。

— 第二表 —

年代	田 高		畑 高		屋 敷 高		開 田		開 畑	
	年	高	年	高	年	高	年	高	年	高
寛 文	六八石七・八・五	二四九石一・三・八	一〇石八・八・三	九 步	四町八・八・〇	一	四町九・七・二	三	一	一
弘 化	八六石五・四・七	二二八石七・一・二	八石二・七・四	一	一反九・一八	一	四町九・七・二	三	一	一

右の表に現れる数値の差を、両期の全藩の数値として、あてはめ得るかについては問題があるにしても、一応ここに現れる両時期の数値を比較して見よう。

寛文九(一六六九)年、弘化元(一八四四)年の間に、本田高は、比較的固定的で二〇石弱乍ら増加を見るに

反し、畑高は一〇〇石余の減少となる。

屋敷高では、弘化期で二石五斗の減少である。

開田積では、寛文期の九歩に対して、一反九畝十一歩と見え、一方、開畑積は、ほぼ同数値に止る。

天保十（一八三九）年の、当藩大野郡軸丸組馬場村の『開田坪々名寄帳』¹⁴によると、十一名各人の開田坪数が見えている。

この史料では、開田面積二畝台一名、一畝台七名、一畝以下三名があり、その合計は一反四畝三步であった。当時代前後の、当村内の百姓数は、明確ではないながら、十年前の文政十二（一八二九）年の『馬場村惣百姓屋敷坪附帳』¹⁵によると、

表三

面積	人数
六畝以上	1
四畝〜三	2
三〜二	18
二〜一	27
一畝以下	28
計	76

となり、計七十六名の屋敷持ちの百姓の数が見える。

右七十六名の百姓の階層別所属については明細を知り得ないが、十年間前後の時代差を一応問題外とすれば、この中の、一・五割の者のみが、開田事業を行ない得たことになる。

天保十年の、当村馬場村開田坪数は、総計十一名で一反四畝三步、弘化期の史料では、一反六畝となり、二畝の増加であった。

ここで問題になるのは、片ヶ瀬村の事例で見た、二〇〇年間の時代差を以って比べた時の開畑積の数値的横バイ状態である。

当藩の開田畑に関する規定によると ⑬

「開田畑打起候年より三ヶ年無年貢、四ヶ年目検地受、定法也、但荒地起開田畑打起候分ハ、荒地起御定法之通七ヶ年無年貢也」

と見え、旧耕地の再開発は、三年間無税、四年目から指定の年貢納入、また、新しく荒地を開発した場合は、七ヶ年は無税で、八年目から年貢納入をする定法であった。

前にも見たように、西日本で多く見られる焼畑耕地の地味的な意味からの耕営年限を極めて知かく、三・四年限度と見て、この片ヶ瀬村の開畑を、旧耕荒廃畑と換地的に切り替え開発する作業をくり返して来たため開畑積が必然的に一致するものなのか、又は、全く新開畑でありながら、両時期で偶然にも畑積が一致するものなのかについては、即断し得る史料をここに持たない。

ただ疑問となるのは、田高（本田的）の固定化に対して、畑高は一〇〇石余の減少を見ていることである。

水田に於ける生産高の増大に関する研究によると、享保期の反一石三年九升平均に対して、寛政期以後の反当りの産米額は二石二斗を前後する程に上昇している事実を考える時、当村の田の面積的增加は考慮外にしても、二〇〇年間に於ける二〇石余の増石は肯定できるにしても、畑高の減少については、多分に疑問が残る。

この背景として、「開畑」の性格を、今少し厳密に検討する必要がある。

さて、江戸時代中期以後の、幕藩窮乏財政立て直し対策は、それまでの粗放的な農業形態に基づく、生産量の限界から、農学的な立場に立って、農耕作業の合理化、品種の改良等の各分野から、改革しようとする努力が行なわれた。

この傾向は、『地方農書』¹⁷の続発によっても窺い得よう。

中でも、具体的な方策として進められたのは、耕地面積の拡大策であった。

史上、新田開発事業は、普通、戦国時代以降、急速に進展するけれども、灌漑水利工事の技術、開発に要する費用などの制約から、江戸初期までは、概して幕府や藩の企画による開発、又は土豪層による開田畑事業等に限られる傾向にあった。

しかし、農耕機具の発達や、支配者の貢租増徴を目的とした耕地開発意欲・指導などは、次第に、小農民層による小規模田畑地の開発事業をうながし、特に江戸中期以後には、既成の本田畑に隣接する余地を小規模に開発する、いわゆる「切添新田」や「持添新田」の盛行を見るようになり、時には、既成の村落に接する山野、沼沢を開発して、遠近の農民を集団的に移住せしめる大規模なものまで見るようになった。

享保十一（一七二六）年の、「新田検地条目」¹⁸は、三十三条に及ぶ整理された内容をもつものであったが、普通、この期を境にして元禄年間以前に開発し、検地を行なって来た耕地を「本田畑」、元禄以降、この享保期末までの耕地を「古新田（畑）」、享保以降の開田畑を「新田畑」と呼び區別する。

「新田検地条目」は、この新田畑を対象とした検地規定であった。

この条目では、本田畑、古新田畑、新田畑の区別に関して、

「村境并本田畑、古新田畑境は、検地不取懸前方、双方名主組頭或ハ庄屋年寄等案内之もの者立会右之境目不相紛、様ニ境目杭為、相建、可申事、但右之境目双方申有之境目不分明、之場所有之候ハハ、双方吟味之上絵図書付を以可、相窺、事」

と見え、本田畑、古新田畑、新田畑開発に伴なう境界の問題等について明確な区別を規定している。

更にこの条目では、

「畔際壹尺づつ可^レ除事……」

「用水有^レ之、田に可^レ成処、畑にいたし有^レ之分は、田方に検地可^レ致尤開発願之趣可^レ有^レ吟味・事」

「田畑位付、其村本田畑之位付を元に用い上々之下、中々之下、下々之下見付いづれも志斗劣り新田畑位を可^レ究」

「作毛不^レ踏荒・様入念可^レ申付候、且又、御代官御勘定人等、下役、竿入等ニ至迄、木錢相拂其所有合之
ざうじを以、壹汁壹菜に可^レ賄 外酒肴一切不^レ差出 諸事費無^レ之様ニ吟味可^レ申付事」

など 開発可耕地の性格の問題、開発地の位付、新田検地役人の態度に至るまで、きびしい規定を設けている。
こうした規定を必要とした背景は、重要な意味を持っている。

すなわち、その原因は、新田畑開発事業の盛行によって、總量的田畑積や、生産量増加が必ずしも確約され得るものではなく、例えば、新田畑の開発が、ともすると、既存本田畑への水利に障害をもたらし、また、その水田への肥料供給源たる秣場等の減少を生じ、その時点まで耕営し続けて来た耕地から総生産量、生産力を低下せしめる危険をはらんでいたからである。

特に、新開田畑における「歟下年季」すなわち、開発後三年ないし五年の年月の間は、その開発地は、「無年貢地」若しくはそれに近い低率租として用益できる制度は、こうした傾向を助長させる可能性を多分にもっていた。

この危険を防止するには、当然、新田検地条目は必要不可欠な規制であった。

「今の勢を見るに、新開田地は、利有に似て利にあらず、如何となれば、田地受ければ人力足らず、古田に力を用いる事薄き故に土やせて物を生ずること少し」²¹⁾

と言う見解は、新開田地耕営のために、しばしば古田地の荒廢する状景を如実に觀察している。

享保六年六月の法令²²⁾によると、

「大概古田畑或は秣場等之障に成候事度々有^レ之儀に候条、左様成所は、可^レ為^ニ無用一事」

と見え、新開田は、古田畑の水利や、秣場の支障に及ぶ場合が多いと聞く故、こうした支障を来たす場所の開発は然るべきでない^{と述べ}、新開田畑の新規開発が、水利の悪化を招き、秣など肥草採取場所の減少を来たすことを重視して、無制限、無計画な開発を禁じたのである。

『地方大意抄』²³⁾には、

「古田畑の内を、井堀の敷地につぶし、その余り水を古田畑の中に流し込むので、昔は見られなかつた水害を生じ、水損を見るばかりでなく、古い沼沢に生じていた藻草や、マコモを取って肥料にしていたものを、沼沢をつぶすことによって、草肥をなくし、旧畑施肥の基を欠いてしまう。」

と述べ、沼沢を新田として開拓することに伴なう支障を指適している。

勿論、このような新開田畑は、その規模が比較的大きいものに限られようけれども、当期の法令史料に「隠田」に関する規定²⁴⁾があり、

「検地の時に案内をせずに残しておいて、検地の後に至つても地主から申し出ない土地を、隠田と言ひ、これ

は不届至極なので磔にする。」

と令し、更に

「マタ、新開切添等有レ之三四年申シ出ザルトモ、カクシ田ト申筋ニハコレ無く、咎申シ付ケズ、然レドモ、多分ノ地所數十年申シ出ズ、無年貢ニテ作ルニ於テハ、カクシ田ニ准ジ相応ノ科申シ付ル……」

と見えることによつても、「百姓手取」を目的とした小規模新開田畑は、単に年貢未納の科のみでなく、本田畑の耕営不出精の点からも堅く禁止されたものと考えられる。

それにしても、続けて、

「すべて少しの新開・荒地起し等を早々改めて年貢を取るとは宜しからざることなり、一兩年を赦し、百姓の入手取の代りに取らせ置がよく、左すれば、百姓にても出精して、新開起返等を致すことなり」と見え、小規模開田畑の早期年貢収納をいませめてゐる。

寛政五年二月の達²⁴⁾によると、

総テ荒地起返ノ旨趣ハ、民力ヲ振起スルヲ専要トナシ 其地ニ因テ思慮ヲ竭スヘキハ論ナク、町歩ノ多少、土地ノ善悪ニモ因ルヘシト雖モ、譬ヘハ荒地拾町歩ノ内、壹町歩起返直ニ免直ヲ為セバ、残町歩起返スヘキノ勇力ヲ折クノ理タリ、起返ノ初ハ至テ低免トナシ 迫テ地味復シ起返費用も補理スヘキ景況ヲ察シテ之ヲ説論しとする見解によつて、歛下年季の制を生む訳であり、この態度は、少くとも、集積的には、莫大面積の田畑開発をうながしたと考えられる。

しかし続けて

「若し十五年或ハ二十年モ起返改良ノ地ヲ最初ノ下免ト為シ置カハ、他ノ無難ノ田畑ヲ所有セル者憐ハス、或ハ姦智ノ者田畑ヲ一時荒損セハ、私利多キ等ノ不良心ヲ生マサルヲ保タス」

故、速かに勘査する方針のあつた事実を考えれば、歟下年季を合法的に悪用する風汐も少くなつたのである。この点に、開田畑の特殊価値を認めなければならない。

五 開畑の問題点

さて、文化八年十一月、当藩では、著名な農民騒動が発生し、隣接する臼杵藩にまで波及する結果を生じている。²⁵⁾

この問題は、当期前後の、天保改革の諸政策と、階級対立の激化の問題として、普遍的に捉えられる課題の範疇に入るが、当期西日本一帯、商品生産発展の後進地帯では、殖産興業政策の成果を、専売制度を通じて藩財政に還元しようとする政策として顕著に現われ、これに対する行動としての農民の主張を「農民一揆」の所因として評価する。

中でも、天保二年、長州藩に端を発した、いわゆる防長一揆は、産物会所の組織と、機能に反意を示し、産物方役所や、これと結ぶ特権商人、富豪農民らを襲い、四周に同調を得て、十万を越える一揆勢に成長すると言ふ大規模なものであった。²⁶⁾

直前の岡藩一揆は、生産会所設置を始めとする専売制度に反対する農民側の行動であり、こうして、当期の各一揆は、その原因に共通した要素を蔵していた。

岡一揆の初動地域は、「四原」と呼ばれる地域で、具体的には、柏原、恵良原、律原、菅生原地区であるが、当域は、いわば、岡藩内における代表的な畑作地帯である。(第一表参照)

当期西日本諸藩では、品種の多少は別としても、各藩内の特産品を藩営のもとに、専売流通させて、貨幣的収入を増加させようと試みた例は多く、豊後国内だけをとり上げても府内藩の青筴(天保十三年)、森藩の明ばん(安政期)、臼杵の紙(文化期)などがある。⁽²⁷⁾

岡藩では、文化期に塩があった。

商品的農産物の殖産奨励と軌を一にして、これを藩直営の専売システムに乗せ、直営の製産会所を設けて、商品生産を試み、有力商人に専売権を与えて、その代賞として特定の利潤を吸収するなどの目的をもつこの手段は、当期各藩の不可逸の追益法であり、商品流通、貨幣経済の渦中に流入して、変質しようとしている農村の保護(藩側の利の立場からの)策でもあった。

岡藩一揆における農民側の掲げたスローガンの生たるものは、御物会所の廃止のこと、製産方の廃止のこと、塩問屋廃止のこと、開畑増運上免除のことなどであった。⁽²⁸⁾

一体、十八世紀に入ると、農具、肥料等の発達によって、土地の生産力は上昇した。

また、農産物の品種改良、栽培品種も増加し、米穀を始め、四木(桑、茶、楮、漆)、三草(紅花、藍、麻)の外、菜種子、木綿、煙草などの生産量も増加した。

当期主要な流通農業生産物としての、これら諸品の作付地は、畑作地帯に外ならない。

岡一揆の初動地域が、こうした代表的畑作地帯であり、更に一揆勢の要求スローガンの面からもこの畑作地帯

の実情を十分に察し得る。

ところで、近世期の納租形態は、基本的には、生産物地代、すなわち米穀現品納入方式であったが、併せて、金や銀で代納する「石代納」法もとられた。

この現品納、金銭納の納入比率や名稱、などには、地域で相異があるが、中でも「三分一銀納」「半石半永」法などは著名である。

関西における「三分一銀納」法の起源は、当地方では、田畑の存在割合が、田三分の二、畑三分の一であり、田は米作、畑には米以外の商品作物を植え、収穫する故、田畑総収の三分の二を米現品納とし、残り三分の一を銀納にする故に生ずる名稱と云う。²⁹⁾

この納租法は、摂津、和泉地方において、元和七・八年代には、現物納と平行して初期は五分の一の比率から、安永期に至り三分の一銀納に転化したと云う。

こうした定率の定石代に対して、「願石代」の法があり、米質の不良の折などは、農民側から、定率以上の金納を願う。

尤も、逆に石代価が法外に高い場合には、農民側は不利を知り、米不熟を理由などに、石代価を安くする「安石代」を要求した。

しかし、こうした傾向の助長は、領主への廻米の減少を来たすので、願石代の禁止や制法が見られ、農民側と対立する原因を生じている。

では、岡藩におけるこの石代納比は如何であったか。

『御物成帳』の分析から、全覽は紙数の制約のためにさけるが、その集計と平均値によると、米租の銀納比は平均で二〇%、大豆租の比は、三三%と算出される。

勿論この比率は、村々の特性（交通の便否、町と村の差など）によって、法規的には、具体的な差異をもっている。³⁰

米を基準とした石盛法では、大豆の納入は、米との換算比率で納入される。

岡藩における大豆の米に対する比は、「十四延」と呼ばれ、米一石に対して、一石四斗を必要とした。

大豆租における銀納比の大、米に対する大豆の換算比の大は、ともに畑作地帯における経済問題の飽和性の限界を物語っている。

さて、やや初期の目的から逸脱したが、一体、農業経済に依存する時代にあつては、田畑耕地の管理は、最優先事項である。

「安永八亥年裁許一連江御渡之御改事取方被仰出事」³¹によると、罪科を得た移百姓は、荒地ある村に遣すことを定めているが、これは荒地の活用を目的としたものである。

『御覽帳細注』には、その「附録」六の中に、「明暦三年之御法度書之事」以下、「宝永三年四ヶ組合始り定書之事」、「宝暦四年之定書之事」「安永七年之御定書之事」など、法令をまとめて収める。

これらの中に、

「耕作時分時分ニ無油断精入端々迄少も不荒仕付可申候……」ために、庄屋・地横目・五人組が吟味をしたり、「畠成田仕候ハハ、早々可申来候、於不申ハ可為陰田事」として、田を畑に切り替えた場合は、速みやかに届け

出るべきことを規定している。

中に、開田、開畑に関する次の条項がある。

一、開田向後仕候ハハ、上ノ村ハ一反ニ付米鉉舛式斗五舛、中ノ村ハ式斗、下ノ村ハ壹斗五舛宛上納可仕候、右之開田畝反ハ壹年切ニ申付候間、重而可荒も百姓勝手次第之事

一、開畠向後仕候ハハ、壹反ニ付大豆鉉舛六舛宛上納可仕候、是又壹年切ニ開替可申も勝手次第之事

一、苜畠仕候ハハ、向後壹反ニ付大豆鉉舛五舛宛上納可仕候、是又壹年切ニ庄屋手前より改候而可申来事

右三条によると、開田、開畑はその耕営単位を一年として、二年目には、「開田：可荒も百姓勝手次第」、

「開畑：開替可申も勝手次第」であり、永続的耕営が、必ずしも義務づけられるものではなかった。

開田、開畠に対して、「苜畠」が見えるがこの種の畠は、各地に見えている。

すなわち、近隣の史料に、

「苜畑といふは、山を剪耕作を仕るを言。

大概壹反ニ五升持也。本方之内ニ差引當時定免ニ而通（ル）也、徳懸ハ不仕也、七年廻り程ニ耕作仕る也、芦

北八代求磨在矢部在ニ多シ剪替畑共云」^②

など、何例かの説明があり、草木を苜って、その跡を耕作する原始的方法であった。

こうした、特定低率な租を課して、比較的自由に、その地を農民に用益せしめる方法は、新開田畑の強制的永年耕作義務付けが、農民側の労働力の限界や、諸要素からの本田畑の耕作不出精を招引する可能性が大であったことよって行っていることは、先に見て来たところであるが、『御物成帳』の中に現れる「開畑」が、この三条中の

「開畑」、「苧畑」のいづれに多く属するかについては、更に詳細に検討する必要がある。

『御覽帳細注』に見える開田畑年貢率法のうち、開畑の壹反に付き大豆五升以下の率を定められている組村は、概観する時、台地性にして、しかも、いわゆる「畑所」でない地域に集中する感があり、この点についても、更にくわしく検討する機会を持ちたいと考えている。

この明暦三年に続いて発せられた宝暦四年の定書では、

「本田畑之儀ハ不及申、開田畑ニ而も、決而荒シ申問敷……」

と見え、一〇〇年の時代の移りにもなう開田開畑に関する耕地規定が改廢の様子を見、宝暦期における開田開畑耕作が、強制的に永年持続するよう規定され、藩側の耕地に対する意識の程を窺わせる。

しかし、裏を返せば、こうした法令の発布されることの背景には、厳しく規制されなければ、如何ともなし難い現実が存在したからであり、この点こそ、むしろ重要な問題なのである。

『御物成帳』に現れる「開田」「開畑」の中で、特に「開畑」は、岡藩經濟史研究の上で、事更に重要な意味合を持つと考えられる。

以上、天保弘化期に属する「御物成帳」に現れる数値を中心に、新開田にまつわる諸法令を参照して、「開畑」の意義について眺めて来た。

この御物成帳の分析数値が、累年の史料の比較作業によって、その特質を指摘したものでないこと、更には、岡藩の開畑に関する態形だった法令を見出し得ないために、極く普遍的関連法制史料等を用いたために、意図した特質の指摘は、焦点をややぼかす結果に至った。

しかし、要は、畑、特に新開畑の存在価値が、小農民層の再生産手段における最重要位置と、彼等の評価を占めたであろうことは、明示した数値や諸法令の表裏両面から証されるのである。

註

①『大日本租税志』第一冊P二四六に引用する「田地総段歩」によると、西海道諸国の中で、田積に対して畑積の数値の大きい国は、豊後・肥後・大隅・老岐の四者であり、中でも、豊後が格差最大である。参考として掲示。

②竹田市阿南家旧蔵文書、現久住町後藤是美氏所蔵。タテ一二八cm、ヨコ一九一cmの小帳。昭和四十六年十月後藤重巳、豊後藩政史史料『検見之事』刊行済み。

③竹田市立図書館刊『中川家委託古文書・諸士系譜・諸士勤録目録』約二八〇点余の史料

④『郷土史料目録』に掲げる史料等。

⑤『大分県史料』収「各藩法」中に収録

⑥北村清士編『中川史料集』新人物往来社、昭和四十四年六月刊。

⑦『』『』同日条

⑧『徳川禁令考』後篇収

⑨『御覧帳細注』竹田市立図書館所蔵、一卷一七卷あり、一―三は正篇、四―七は続篇（附録）である。

⑩『大分県史料』第十七、岡藩法II『御覧帳細注』より転載

⑪『中川史料集』一〇九ページ、文禄二年

- ⑫ 古島敏雄『日本農業史』二三八ページ
- ⑬ 『御覽帳細注』開田畑年貢之事
- ⑭ 別府大学文学部史学科所蔵史料『目録』六二号史料
- ⑮ 『目録』第四三号史料
- ⑯ 『御覽帳細注』、開田畑年貢之事、荒起返無年貢御定之事
- ⑰ 『近世地方經濟史料』小野武夫編、古島敏雄『日本農学史』『日本農業技術史』等参照
- ⑱ 児玉幸多編『近世農政史料集』一、一九八号
- ⑲ 『地方凡例録』
- ⑳ 『南畝偶話』『近世地方經濟史料』第三卷収
- ㉑ 史料集第一六五号
- ㉒ 『近世地方經濟史料』第七卷収「地方大意抄」
- ㉓ 『地方凡例録』
- ㉔ 『球民金鑑』『大日本租税志』第一冊二七八ページ収
- ㉕ 『協蘭室全集』収『党民流説』、別大日本史研究室所蔵『豊岡民乱記』等に詳しい。
- ㉖ 小野武夫編『百姓一揆談叢』、青木紅二『百姓一揆の年次的研究』
- ㉗ 『角川日本史辞典』「藩営専売制表」参照
- ㉘ 一揆初動地区のいわゆる四原（畑作地域）と、井田筋（水田地区）とでは、要求スロットガンの内容に若干の

近世期における開畑の性格

差異がある。

- ②9 『地方凡例録』 「古今租税名目之事」 「三分一銀納・十分一大豆銀納之事」などの項目
- ③0 『御覽帳細注』
- ③1 『御覽帳細注』
- ③2 森田誠一編『近世農政語彙集』一九四ページ「蒞畑」項等